

# 告示

## 埼玉県告示第九百六十五号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十五年度	地籍図二十六枚	鶉平第一（大滝	平成二十七年
	平成二十六年	地籍簿一冊	の一部）	八月十七日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区
				年
				月
				日
				証